

京都、平 9 不 9、平10.1.29

命 令 書

申立人 さがの乳児保育園労働組合

被申立人 社会福祉法人若竹会

主 文

被申立人は、下記事項について申立人との団体交渉に応じなければならない。

記

- 1 就業規則・給与・退職金規定の見直しについて
- 2 賃金・労働条件の変更に関する手続について
- 3 今後の円満な労使関係の形成について

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人社会福祉法人若竹会（以下「若竹会」という。）は、肩書地において、さがの乳児保育園（以下「園」という。）の設置経営を行っている。平成 9 年 11 月 7 日現在の園の従業員数は、正職員とパートタイム労働者を合わせて 19 名である。
- (2) 申立人さがの乳児保育園労働組合（以下「組合」という。）は、平成 9 年 8 月 6 日に結成された労働組合で、全日本自治団体労働組合（以下「自治労」という。）に加盟し、11 月 4 日現在の組合員数は、15 名である。

2 本件申立てまでの経過

- (1) 平成 9 年 7 月 30 日付けで若竹会は、園の保母 A（以下「A」という。）に対し、解雇の通知を行った。
- (2) 同月 31 日、若竹会の理事長 B（以下「理事長」という。）は、園の保母 C（以下「C」という。）に対し、同日から 1 箇月間休むようにと言った。
- (3) 8 月 6 日、園の保母 D（以下「D」という。）ら 6 名は、組合を結成し、役員として委員長に D、書記長に C 等を選出し、その後、自治労に加盟した。D らが組合を結成した動機は、① A に対して 7 月 30 日付けで解雇通告があったこと、② C に対して 7 月 31 日に自宅待機命令があったこと、③ 他の保育園と比べ園の給料・賞与が大変低いと感じていたこと、④ 理事長が代表取締役をしている呉服会社から、特に希望もしていない呉服類を購入させられ、その代金は、給料・賞与から強制的に天引きされていること、⑤ 「わたしの言うことをちゃんと聞くのよ」等の理事長の一方的な言動が頻繁になってきたこと、などであった。
- (4) 組合及び自治労京都府本部は、理事長に対し、組合の結成通知及び団

体交渉の申入れを行うことを予定していたところ、理事長からAに対して、未払いとなっていた7月分の給料及び賞与を、京都上労働基準監督署（以下「労基署」という。）で8月12日に支払うとの連絡があった。そこで、同日、組合のD、C及びA並びに自治労京都府本部の書記長のE（以下「E」という。）及び書記次長のF（以下「F」という。）らは、労基署へ赴き、Aへの未払金の支払いを終えた理事長及び園の園長のG（以下「園長」という。）に対し、組合の結成通知書（以下「結成通知書」という。）及び組合と自治労京都府本部連名の「第1次要求事項と団体交渉の申し入れについて」という文書（以下「第1次団交申入書」という。）を手渡した。第1次団交申入書の内容は、①Aに対する不当解雇を撤回し、直ちに職場復帰させること、②Cに対する「自宅待機」を撤回し、直ちに職場復帰させること、③未払い賃金を直ちに支払うこと、④就業規則の見直しについて、協議に入ること、という4項目の要求及びこれらの事項についての団体交渉を同月22日までにを行うことなどであった。

理事長は、手渡された第1次団交申入書を読み上げた後、Aに対する解雇及びCに対する自宅待機を撤回し、就業規則の見直しについては今後話し合うと回答した。

- (5) 同月18日、若竹会は、結成通知書及び第1次団交申入書をDに返送した。
- (6) 同月22日、組合は、若竹会が結成通知書及び第1次団交申入書を返送してきたことは、組合との団体交渉を拒否したものとして、団体交渉に応じることを求めて当委員会に本件不当労働行為救済申立て（平成9年（不）第9号）を行った。

3 本件申立て後の経過

- (1) 8月25日、組合は、自治労京都府本部と連名で、理事長に「団体交渉申入書」（以下「第2次団交申入書」という。）を郵送した。第2次団交申入書の内容は、①Aに対する解雇通知の件について謝罪すること、②Cに対する自宅待機通告の件について謝罪すること、③Aに対する未払い賃金の件について謝罪すること、④就業規則・給与・退職金規定の見直しについて協議し、賃金の改善、労働条件の改善を図ること、⑤賃金・労働条件については、労働組合の合意なくして、一方的に変更しないこと、⑥組合結成後の、園の労働組合に対する態度について謝罪し、改めること、という6項目の要求及びこれらの事項についての団体交渉を9月3日から同月5日までの間に開催することなどであった。
- (2) 8月27日、若竹会は、第2次団交申入書を自治労京都府本部に返送した。
- (3) 若竹会は、同月29日付けで、Dに解雇通知を郵送した。また、翌30日、理事長は、Aに対し、7月30日付けの解雇通告は有効であるから、翌日から出勤しないように告げた。更に、若竹会は、8月3日付けでCに対して解雇通告を行った。

- (4) 9月12日、D、A及びCは、京都地方裁判所に、若竹会を相手として雇用契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めることなどを求める地位保全仮処分命令の申立てを行った（平成9年ヨ第1148号事件）。
- (5) 10月3日、組合は、若竹会が第2次団交申入書を返送してきたため、これらの事項について団体交渉に応じることを求めて当委員会に不当労働行為救済追加申立てを行った。
- (6) 同月21日、上記地位保全仮処分申立事件の審尋で当事者間に和解が成立した。和解条項は、「①債務者は債権者らに対し、債権者Aに対し平成9年7月30日付け、同Cに対し同年8月3日付け、同Dに対し同年8月29日付けをもってなした各解雇の意思表示を撤回し、債権者らが債務者との間でいずれも従業員としての地位を有することを確認する、②債権者らと債務者は、以上をもって本件仮処分申立事件はすべて解決されたものとする、③申立て費用は、各自の負担とする。」というものであった。
- (7) 10月29日、理事長は、園の保母に対する給料の支払いに当たって、アド労務管理協会の社会保険労務士のH（以下「H社労士」という。）を同席させた。その後、組合から連絡を受けて園に来たFら自治労京都府本部の役員と理事長、園長及びH社労士との話合いが行われた。その席上、H社労士が若竹会の代理人であるとの発言があったことから、H社労士を窓口として団体交渉の日取りを決めていくこととなった。
- (8) 11月4日頃、朝、H社労士から自治対京都府本部に、同月14日午後6時半から園で団体交渉を行いたいとの電話があり、夕方、Fは、同意する旨H社労士に電話した。
- (9) 同月14日、朝、理事長は、神戸に行かなければならなくなったので、同日の団体交渉には出席できなくなった旨のメモ書きを置いて外出した。同日午後1時15分頃、FがH社労士に電話したが、同人は出張中で連絡が取れなかった。午後6時30分、E及びF並びに組合の組合員が園で待機していたところ、少し遅れてH社労士がやって来たが、理事長は現れず、H社労士は、理事長のメモについては、その場ではじめて知ったと言い、組合側がH社労士に団体交渉の権限を委任された代理人であるのかどうかを確かめたところ、同人は、理事長も団体交渉に来る予定であったので委任状はもらっていないと答えたため、団体交渉は行われなかった。
- (10) 本件審査は、調査2回及び審問2回を実施し、11月17日に結審したが、若竹会は、答弁書、準備書面等の提出をせず、調査及び審問にも出頭しなかった。

第2 判断

1 当事者の主張

- (1) 申立人は、次のとおり主張する。

被申立人が、組合の結成通知書及び第1次団交申入書をDに返送してきたこと及び第2次団交申入書を自治労京都府本部に返送してきたこと

は、労働組合そのものを認めようとしない労働組合敵視の姿勢を示すものであり、団体交渉を拒否する態度にほかならず、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) これに対し、被申立人は、何らの主張もしていない。

2 不当労働行為の成否について

前記第1の2の(4)及び(5)で認定したとおり、8月12日、申立人が被申立人に対して結成通知書及び第1次団交申入書を手渡したところ、被申立人がそれら文書をDに返送したこと、また、前記第1の3の(1)及び(2)で認定したとおり、同月25日、申立人が被申立人に対して第2次団交申入書を郵送したところ、同月27日、被申立人が自治労京都府本部にこれを返送したことは、被申立人が組合の結成及び団体交渉の申入れがあったことを認識していたにもかかわらず、団体交渉を拒否したものと認められる。

更に、前記第1の3の(9)で認定したとおり、11月14日、被申立人が、団体交渉の開催に合意していたにもかかわらず、当日の朝理事長が団体交渉に出席できない旨のメモを残すのみで団体交渉に出席せず、しかも団体交渉権限が与えられていないH社労士のみを出席させようとしたため、当日の団体交渉が行われなかったものと認められる。

このような被申立人の行為は、正当な理由がなく団体交渉に応じていないものであり、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

なお、組合は、団体交渉を求めている内容について、前記第1の3の(1)で認定した第2次団交申込書の事項に限られる旨主張しているが、このうち①、②、③及び⑥の事項については、組合が今後の円満な労使関係の形成について団体交渉の応諾を求めていると解されるので、主文の3のとおり命令するのが適当である。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成10年 1 月29日

京都府地方労働委員会
会長 前堀 克彦 ㊞